

保険・年金 フォーカス

EUソルベンシーⅡにおけるLTG措置 等の適用状況とその影響(2) —EIOPAの2017報告書の概要報告—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、EIOPA(欧州保険年金監督局)が2017年12月21日に公表した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書2017 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2017)」¹に基づいて、EU(欧州連合)のソルベンシーⅡにおける長期保証(Long-Term Guarantees: LTG)措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況に及ぼす影響について、全体的な状況の概要を報告した。

今回のレポートでは、EIOPAの報告書の主として第3のセクションから、UFR(Ultimate Forward Rate: 終局フォワードレート)、MA(マッチング調整)及びVA(ボラティリティ調整)について、その国別の適用状況やSCR(Solvency Capital Requirement: ソルベンシー資本要件)比率への影響等を報告する²。

2—措置毎の国別の適用状況(適用会社及びSCR比率への影響等)

—その1(UFR、MA、VA)—

1 | リスクフリー金利の補外(UFRの使用)

(1) 全体的

リスクフリー金利の補外としてのUFRの使用については、オプションではなく、技術的準備金を算出するために、全ての保険会社に強制される。従って、EIOPAの報告書では、この措置の適用状況ではなく、リスクフリー金利を決定する要因であるUFRの水準やLLP(Last Liquid Point: 最終流動性点)及びUFRへのCP(Convergence Period: 収束期間)等の前提を変更した場合の影響について報告している。

なお、前回の2016年報告書では、保険会社が利用可能な範囲でリスク管理のために実施した感応度計

¹ News <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-annual-analysis-on-the-use-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-equity-risk-20-12-2017.aspx>

報告書 <https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2017-12-20%20LTG%20Report%202017.pdf>

² 前回のレポートで述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPAの「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書2017」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

算の結果のみが含まれていたが、今回の 2017 年報告書では、UFR、LLP 及び収束速度を変化させるシナリオ計算を含んだ会社への情報要求が行われた。ただし、全体の非割引負債キャッシュフローの 10%未満の LLP を超える負債キャッシュフローを有する会社は、情報要求から免除されている。

具体的には、以下の3つのシナリオが会社の財務状況に及ぼす影響について算出している。

- ・シナリオ 1：ユーロの LLP の 20 年から 30 年への増加。ユーロ以外の通貨では、リスクフリー金利は変わらない。
- ・シナリオ 2：スウェーデンクローナを除く全ての通貨で、最小収束点を 60 年から 90 年へ変更
スウェーデンクローナについては、収束点を 20 年から 50 年に変更
- ・シナリオ 3：全ての通貨の UFR を 100bps 引き下げる。

実際の報告会社の状況は以下の通りとなっている。

リスクフリー金利の補外のデータサンプルの状況

	報告会社	全体	割合
生命保険会社	260	601	43%
損害保険会社	160	1,614	10%
生損保兼営会社	142	399	36%
再保険会社	7	331	2%
合 計	569	2,945	19%

(単位:十億ユーロ)

	報告会社	全体	割合
技術的準備金	5,026	8,769	57%

この 569 社のサンプルに基づく各シナリオの影響額は、以下の通りとなっている。

シナリオ1の影響が最も大きく、シナリオ 3 がこれに続いている。

リスクフリー金利の補外の影響

(単位:十億ユーロ)

	金額 (措置適用)	影響額		
		シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3
技術的準備金	5,094	56	12	27
適格自己資本(SCR)	724	▲45	▲10	▲22
SCR	299	16	3	7
適格自己資本(MCR)	687	▲46	▲11	▲23
MCR	114	6	1	3

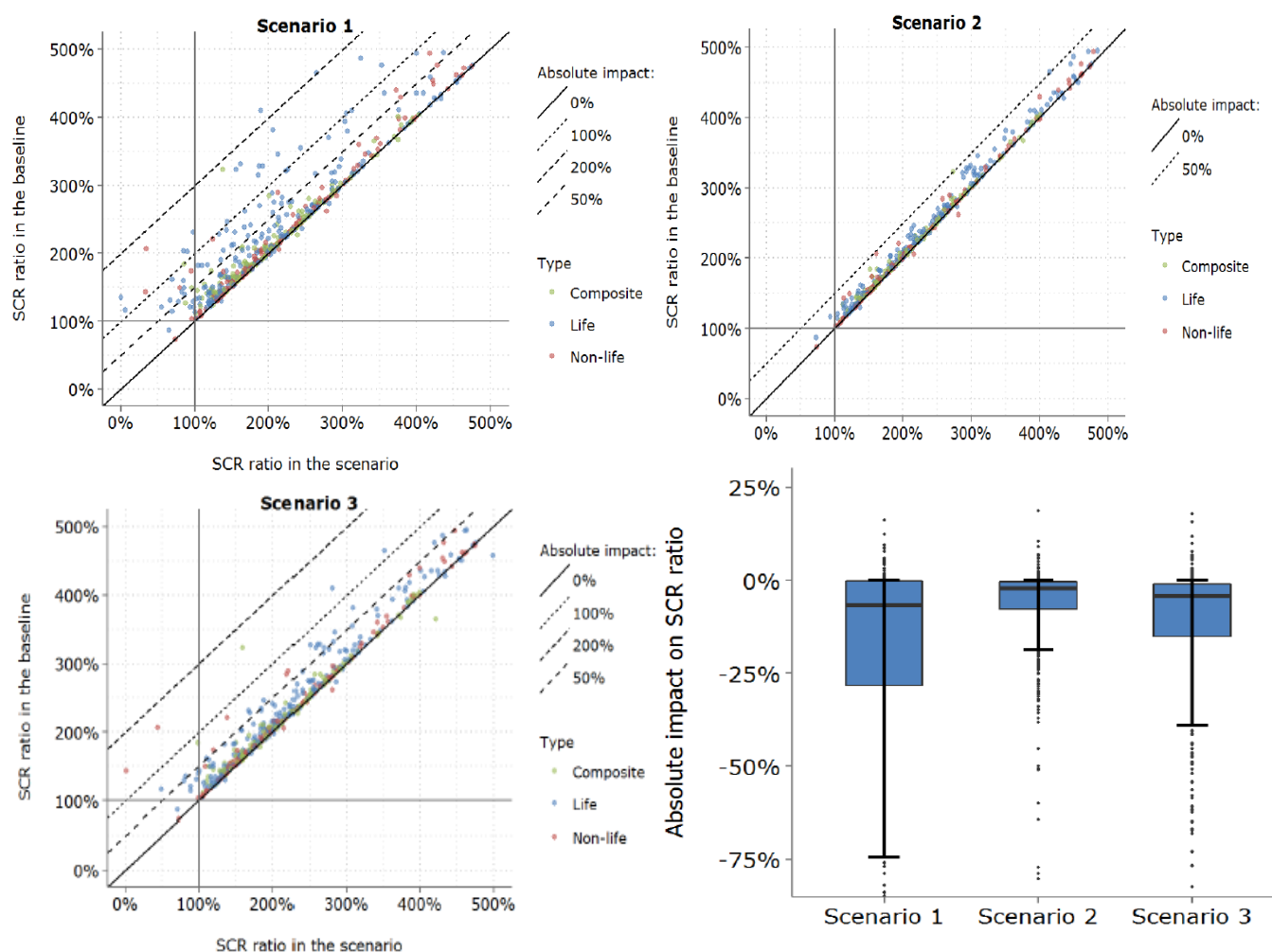
(2)SCR 比率への影響

この影響の状況を各社別の SCR 比率のベースラインシナリオの数値との比較でみると、次ページの図表の通りとなっている。影響は会社毎に大きく異なっている。損害保険会社の影響は、生命保険会社や生損保兼営会社に比べて低い。

SCR 比率の絶対水準で 100%ポイントを超える影響を受けるのは、シナリオ 1 では 6%(32 社)、シナリオ 2 では 0.2%(1 社)、シナリオ 3 では 2%となっており、大多数の会社は、全てのシナリオでの影響が 100%ポイント未満となっている。

また、SCR 比率が 100%を下回るのは、シナリオ 1 で 5%(28 社)、シナリオ 2 で 0.7%(4 社)、シナリオ 3 で 2.5%(14 件)、これらの会社の技術的準備金のシェアは、それぞれ 7.83%、0.03%、3.12%となっている。これらの会社が 100%の SCR 比率を確保するために必要な適格自己資本額は、それぞれ 60.9 億ユーロ、0.8 億ユーロ、10.1 億ユーロとなる。

図表 措置適用有無による SCR 比率の変化(会社別)の分布状況



上記図表の右下のボックスプロットは、青のボックスのボトムが 25 パーセンタイルを、トップが 75 パーセンタイルを、黒い帯が 50 パーセンタイルを示している。一方で、線の両端の黒い帯は 10 パーセンタイルと 90 パーセンタイルを示し、その外部は 10 パーセンタイルより低い、又は 90 パーセンタイルより高い外れ値を点で示している。

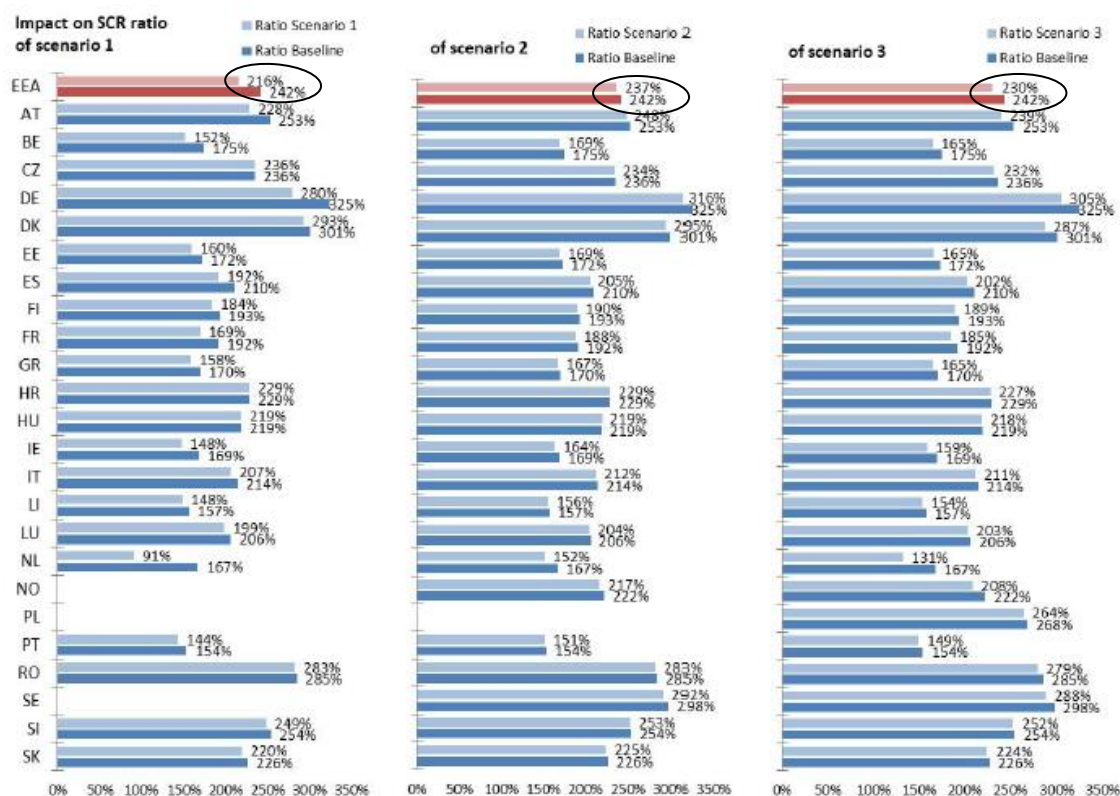
これによれば、シナリオ1で最も広い分布が観測され、シナリオ 3 がこれに続いている。シナリオ 2 の影響の分布は相対的に狭いものとなっている。

次ページの図表は、SCR 比率、SCR 及び SCR をカバーするための適格自己資本に関する 3 つの特定のシナリオのそれぞれについて、EEA レベル及び各国ごとの SCR 比率への平均影響度を示している。

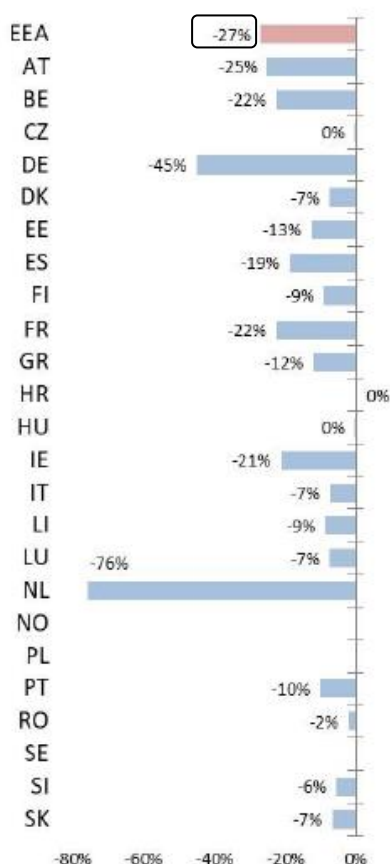
EEA レベルでは、シナリオ 1 は SCR 比率を 27%ポイント低下させ、シナリオ 2 は SCR 比率を 6%ポイント低下させ、シナリオ 3 は SCR 比率を 12%ポイント低下させる。国別では、オランダとドイツの SCR 比率の影響度が高くなっている。

なお、この影響度を生命保険会社及び生損保兼営会社のみでみると、さらに高くなっている。

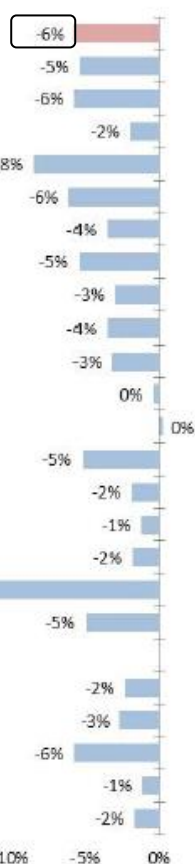
図表 シナリオ別の SCR 比率への影響(国別)



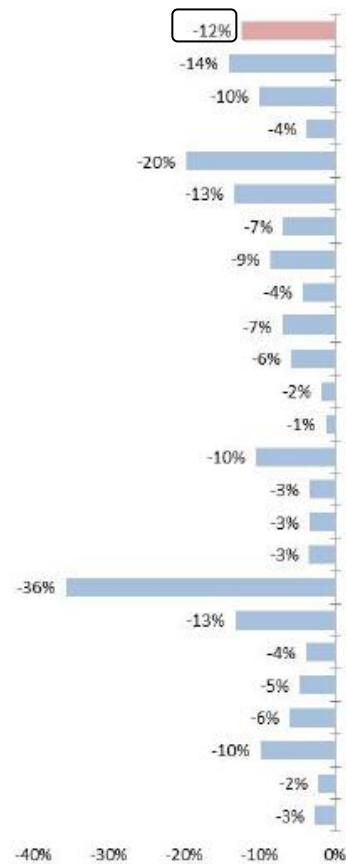
Impact on SCR ratio of scenario 1



of scenario 2



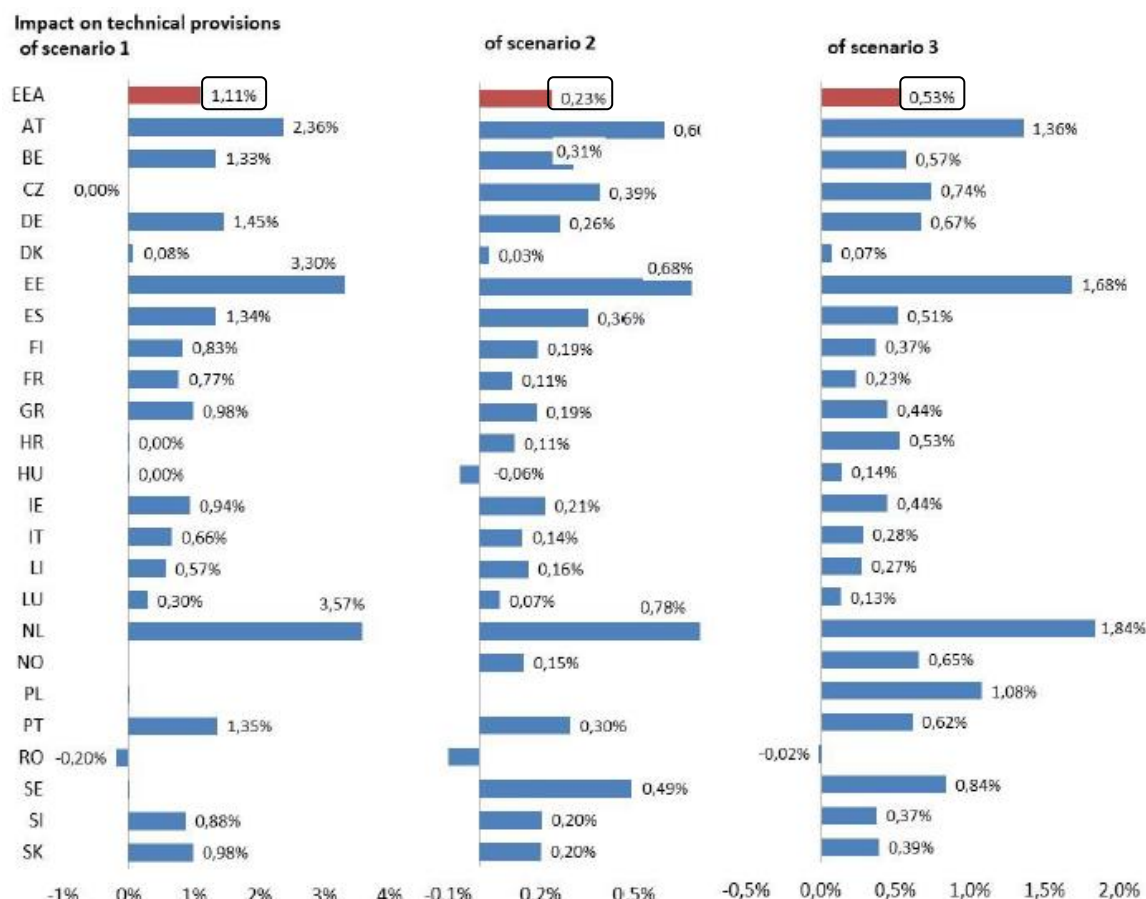
of scenario 3



(3)技術的準備金への影響

以下の図表は、3つの特定のシナリオの EEA（欧州経済地域）レベル及び国別の技術的準備金への影響を示している。EEA レベルでは、シナリオ 1 は技術的準備金の 1.11%の増加をもたらし、シナリオ 2 は技術的準備金の 0.23%の増加をもたらし、シナリオ 3 は技術的準備金の 0.53%の増加をもたらす。

図表 シナリオ別の技術的準備金への影響（国別）



2 | MA(マッチング調整)

(1)適用会社

MA については、英国とスペインの 38 社が適用しており、これは前回の報告書と同じである。損害保険会社及び再保険会社の適用はない。なお、英国は 2016 年に新たに 12 の MA 適用申請を受け取った、としている

技術的準備金の市場シェアでは、EEA 全体の 14.95%であるが、英国国内では 52.7%、スペイン国内では 55.7%の会社が適用している。

MAの国別適用状況

	生損保 兼営会社	損害保険会社	生命保険会社	再保険会社	合 計	市場シェア (技術的準備金)	左記会社の 国内市場シェア
スペイン	12	0	3	0	15	1.32%	55.7%
英国	4	0	19	0	23	13.63%	52.7%
EEA	16	0	22	0	38	14.95%	—

さらに、MA と TTP(技術的準備金に関する移行措置)を併用している会社の技術的準備金の市場シェアでは、EEA 全体の 10.7% (英国の保険会社だけで 10.2%)であるが、英国国内では 39.4%、スペイン国内では 20.3%となっている。

英国では、MA を適用している 23 社のうち 21 社が TTP も適用しており、前回の報告書と同じであるが、スペインでは 15 社のうち 6 社が TTP を適用しており、この数は前回の報告書の 8 社に比べて 2 社減っている。

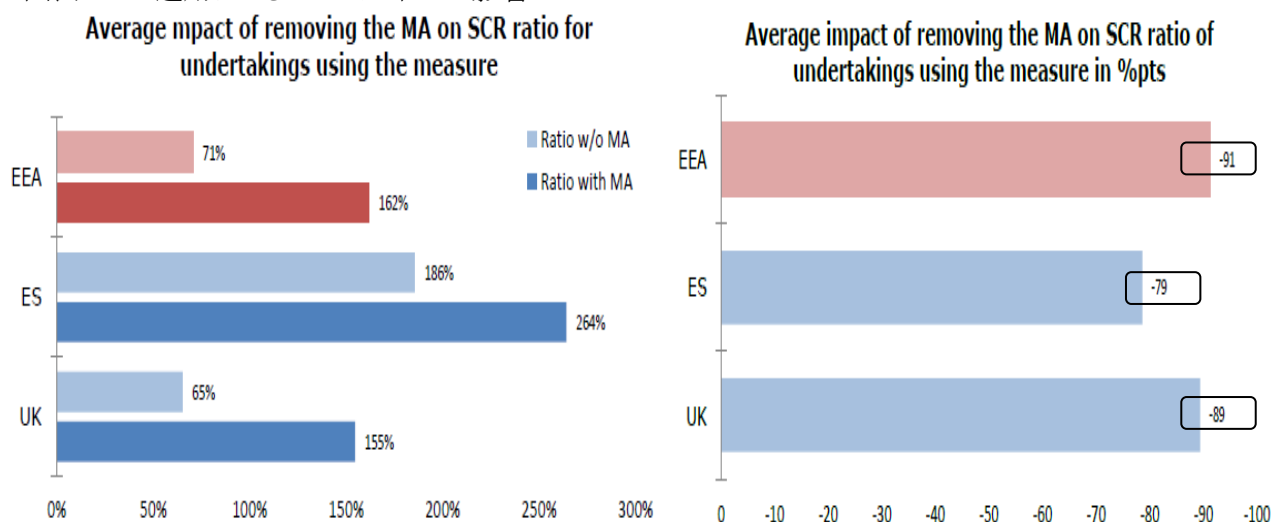
MAとTTPを併用している会社の国別状況

	会社数	市場シェア (技術的準備金)	左記会社の 国内市場シェア
スペイン	6	0.5%	20.3%
英国	21	10.2%	39.4%
EEA	27	10.7%	—

(2)SCR 比率への影響

MA を適用しなかった場合の SCR 比率は、英国では 155%から 65%に 90%ポイント低下し、スペインでは 264%から 186%に 79 ポイント低下する。

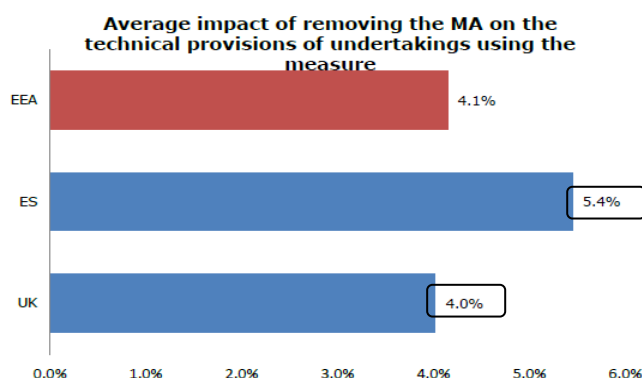
図表 MA 適用による SCR 比率への影響



(3)技術的準備金への影響

MA 非適用による適用会社における技術的準備金への影響は、以下の通りであり、英国では 4.0%、スペインでは 5.4%増加する。

図表 MA 適用による技術的準備金への影響



3 | VA(ボラティリティ調整)

(1)適用会社

VA については、幅広く 23 カ国、730 の会社が適用している。

国別では、フランスが 189 社と最も多く、次がスペインで 87 社、ドイツ 82 社、イタリア 74 社となっている。

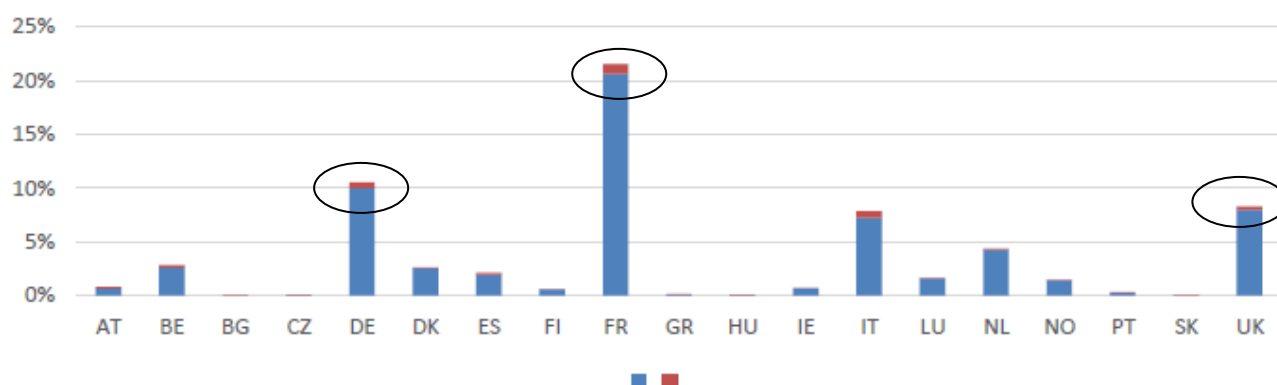
前回の報告書との比較では、122 社減少しているが、そのうちの半分以上はルクセンブルグの 63 社の減少によるものであり、これにフランスの 28 社、イタリアンの 18 社と続いている。一方で、デンマークでは 11 社増加している。なお、他の措置と異なり、損害保険会社の適用会社数も多くなっている。

VAの国別適用状況(会社数)

	生命保険会社	損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	合 計	前回からの 変化
オーストリア	2	3	8	2	15	-4
ベルギー	9	12	16	0	37	-3
ブルガリア	0	3	4	0	7	-5
キプロス	1	0	0	0	1	-1
チェコ	0	1	7	0	8	-2
ドイツ	59	20	0	3	82	-1
デンマーク	20	6	0	0	26	11
スペイン	17	33	36	1	87	1
フィンランド	5	3	2	0	10	0
フランス	49	70	66	4	189	-28
ギリシャ	30	6	15	0	23	-3
ハンガリー	1	1	5	0	7	-1
アイルランド	4	1	0	2	7	-1
イタリア	30	26	18	0	74	-18
リヒテンシュタイン	2	0	0	0	2	-3
ルクセンブルグ	26	10	0	12	48	-63
オランダ	24	18	0	2	44	-9
ノルウェー	3	3	4	0	10	3
ポルトガル	7	8	1	0	16	0
ルーマニア	0	0	1	0	1	0
スウェーデン	2	1	0	0	3	2
スロバキア	1	0	4	0	5	1
英国	12	11	5	0	28	0
EEA	276	236	192	26	730	-122

技術的準備金の市場シェアでは、EEA 全体で 65.8%の会社が VA を適用しているが、国別ではフランスが 21.6%、ドイツが 10.5%、英国が 8.3%を占めている。

図表 VA を適用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェア



11 カ国(オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スペイン)で、国内市場の75%以上の技術的準備金に対してVAが適用されている。さらに、生命保険に対する技術的準備金の殆どは、VAを適用した会社で保持されている。

VAとTTPを併用している会社の国別内訳は以下の図表の通りとなっている。

会社数は、129社で前回の報告書の118社に比べて11社増加している。これらの会社の技術的準備金のEEA全体における市場シェアは15.8%である。なお、ここでも英国が6%でトップとなっている。

VAとTTPを併用している会社の国別状況

	会社数	市場シェア (技術的準備金)	左記会社の 国内市場シェア
オーストリア	2	(*)	(*)
ベルギー	1	(*)	(*)
ドイツ	51	4%	25%
スペイン	22	1%	40%
フィンランド	7	0%	57%
フランス	12	2%	9%
ギリシャ	1	(*)	(*)
アイルランド	1	(*)	(*)
リヒテンシュタイン	1	(*)	(*)
ノルウェー	5	1%	83%
ポルトガル	9	0%	44%
英国	17	6%	25%
EEA	129	15.8%	—

(*)会社数が3未満のため非開示

VAを適用した730社のうち469社がグループの一員である。特にドイツでは、VAを適用している会社は全てグループの一員である。

469社の技術的準備金の市場シェアは56.2%となっている。

(2)SCR 比率への影響

VAを適用しなかった場合のSCR比率への影響については、次ページの上の図表の通りである。

EEA全体の平均では223%から199%に24%ポイント低下する。

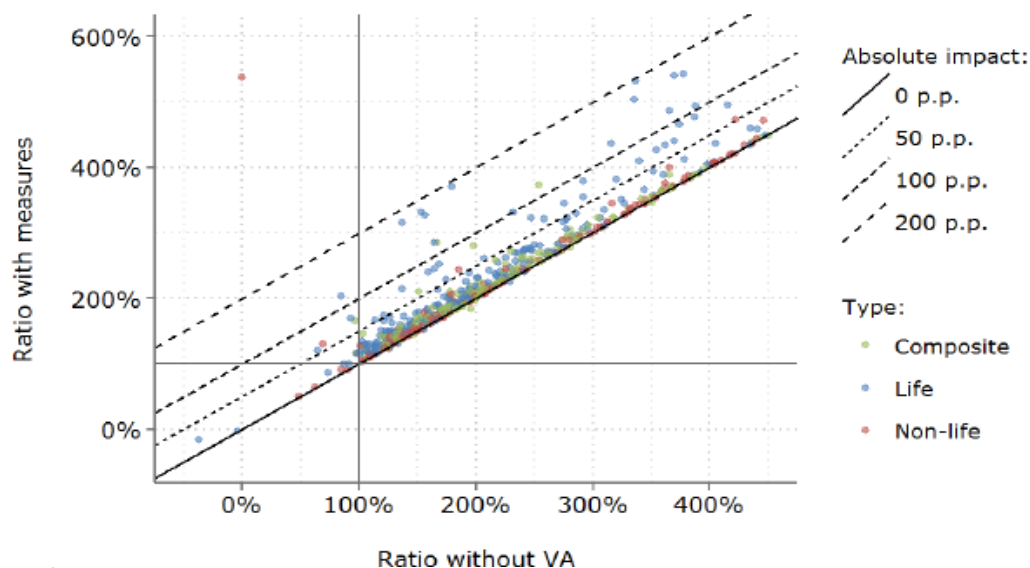
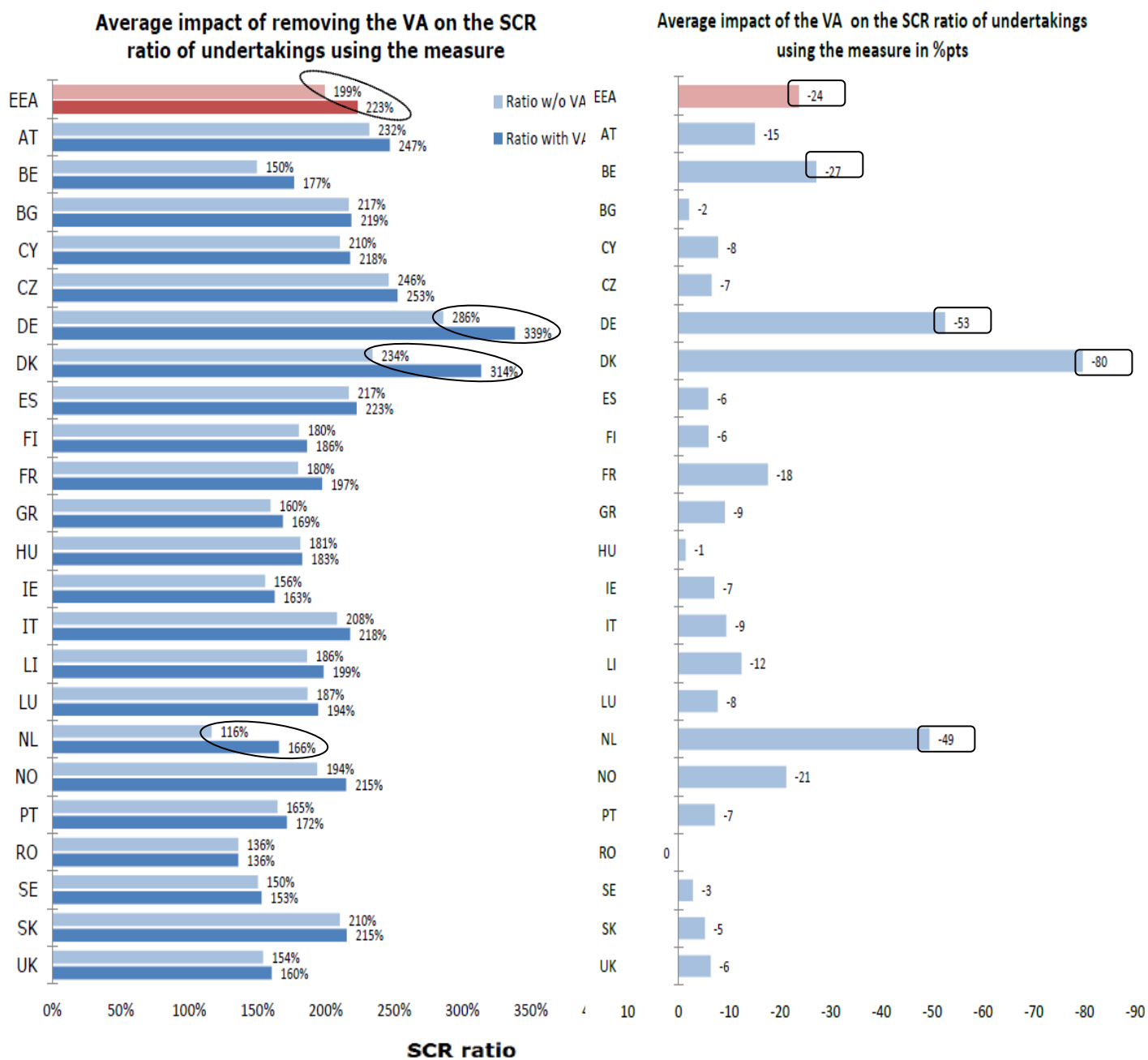
国別では、デンマークが314%から234%に80%ポイント低下し、絶対水準では最も影響度が高く、ドイツが339%から286%に53%ポイント低下で続いている。オランダは166%から116%に49%ポイント低下し、割合では30%の低下で最も影響が大きい。

一方で、主要国では、MA適用会社の多い英国とスペインでの影響は6%ポイントと低くなっている。また、フランスは18%ポイント、イタリアは9%ポイントの影響となっている。

次ページの下図表が、VAを適用している会社の適用前後の状況を示している。

VAを適用している会社の83%の絶対的な影響は0%から50%の範囲内となっている。また、会社数の3%に相当する20社(技術的準備金の市場シェアが3.3%)がVAを適用しない場合、SCR比率が100%未満となる。さらに、3社(技術的準備金の市場シェア0.01%)が、VAを適用しない場合、適格自己資本はマイナスになる。

図表 VA 適用による SCR 比率への影響

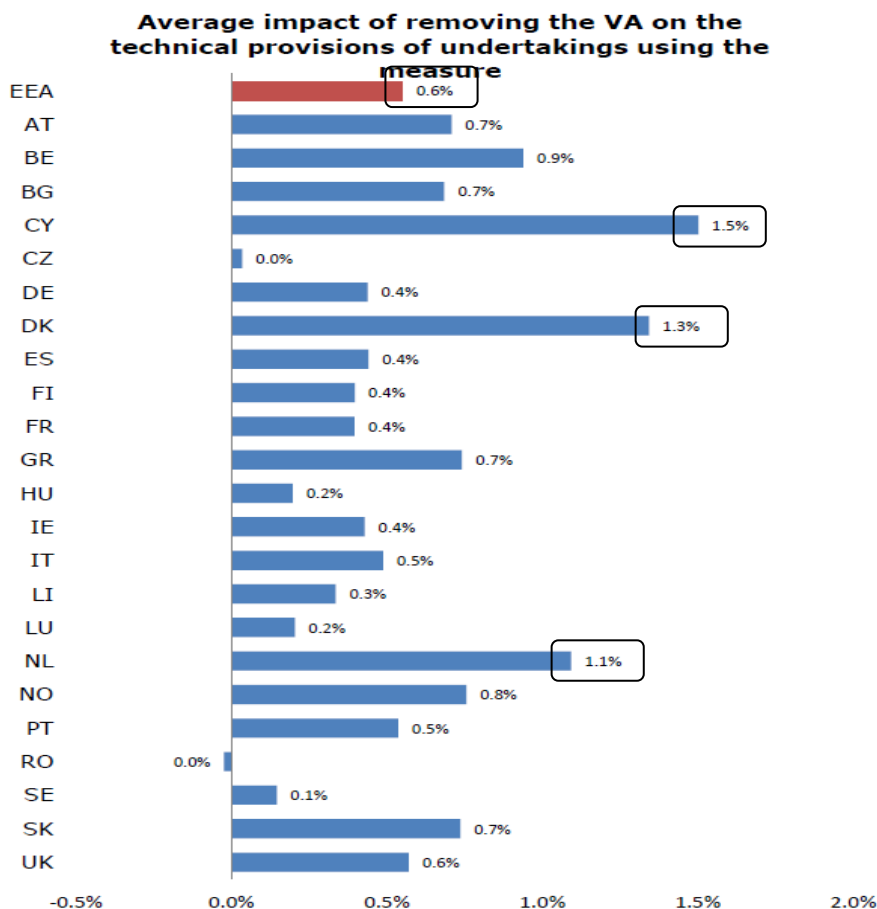


(3)技術的準備金への影響

技術的準備金への影響は、EEA 全体で 0.6%の増加となる。

キプロスが 1.5%、デンマークが 1.3%、オランダが 1.1%で、相対的に高い影響度となっている。

図表 VA 適用による技術的準備金への影響



(4)内部モデルにおける VA の取扱

SCR を計算するために内部モデルが使用される場合、VA について 2 つの異なる取扱が行われている。

いくつかの内部モデルでは、VA は次の 12 ヶ月間変化しない(固定 VA)とみなされる。このアプローチは、SCR 計算のための標準式における VA の処理と同じである。

他の内部モデルでは、今後 12 ヶ月間の VA の変化の可能性を考慮(動的 VA、ダイナミック VA)している。VA 計算の基礎となる市場指標のスプレッドが変化したり、VA へのリスク修正が変化するため、VA は時間とともに変化する。さらには、VA 計算で適用される代表資産ポートフォリオの年次更新に反映される形で保険及び再保険会社の投資行動が変化することにより、VA は変化する。

VA が会社の資産のスプレッドに沿って動く場合、動的 VA のモデリングは、保険会社の自己資金に対するスプレッドの拡大及び縮小の効果を減少させる。スプレッドの拡大によって生じる資産価値の減少は部分的に又は完全に VA の変化による技術的準備金の減少によって補填される。同様に、より狭いスプレッドによって生じる資産価値の増加が補填される。その結果、動的 VA モデルが使用されている場合、固定 VA が使用されている場合よりもスプレッド拡大のリスクに対する資本要件が、通常より低くなる。

EIOPA は、2017 年に動的 VA を含む内部モデルを分析した。この分析では、5 つの国に本社を置く 7 つの保険グループの内部モデルを対象にし、特に動的 VA のモデル化が 2016 年末のグループ又はいくつかの会社のソルベンシーポジションに与える影響を評価した。比較可能な数値を提供したグループ及び会社のサンプルについて、動的 VA のモデリングは、固定 VA を使用して得られる資本要件の約半分となるスプレッドリスクの資本要件をもたらす。動的 VA で得られた全体的な SCR は、固定 VA で計算される SCR の 69% から 94% の範囲にある。固定 VA の使用と比較して、動的 VA の使用は SCR 比率を 15～62%ポイント増加させた。

この分析では、動的 VA へのモデリングアプローチ、特に将来の VA の計算方法とそれらがバランスシートでどのように考慮されるか、が内部モデル間で異なっていることが示された。参加しているグループ間の考え方は、動的 VA のモデリングがよりリスクの高い資産に向かうインセンティブを生むかどうか、そして VA 計算の基礎となる代表資産ポートフォリオに向かう群衆行動を促進するかどうか、について分かれている。

EIOPA は、2017 年 11 月に、動的 VA を含む内部モデルの監督評価について意見を提出している³。

(5)適用会社の資産ポートフォリオ

VA を適用している保険会社の資産ポートフォリオについては、以下及び次ページの図表の通りとなっている。以下の図表は、各国及び EEA レベルでの平均投資配分を示しており、次ページの 第 2 及び第 3 の図表は、政府債及び社債のポートフォリオの平均信用度を示している。第 4 の図表は、政府債及び社債のポートフォリオの平均デュレーションを示している。これにより、VA の適用会社の平均資産ポートフォリオの状況は、国によっても大きく異なっていることがわかる。

図表 VA 適用会社の平均資産ポートフォリオの状況

Investment allocation at EEA and country level of undertakings applying the VA

Country	Government bonds	Corporate bonds	Equities	Assets held for IL & UL contracts	Other investments
EEA	27%	24%	2%	20%	27%
AT	21%	22%	1%	16%	39%
BE	51%	22%	4%	11%	13%
BG	63%	1%	0%	7%	29%
CY	8%	0%	0%	57%	35%
CZ	39%	20%	1%	24%	16%
DE	16%	27%	0%	6%	50%
DK	9%	19%	5%	29%	38%
ES	57%	22%	1%	7%	13%
FI	7%	18%	4%	56%	16%
FR	28%	31%	3%	14%	24%
GR	49%	15%	1%	18%	16%
HU	41%	0%	1%	52%	6%
IE	12%	9%	0%	77%	2%
IT	44%	16%	1%	16%	22%
LI	6%	4%	0%	79%	11%
LU	13%	8%	0%	74%	5%
NL	37%	12%	2%	28%	20%
NO	13%	31%	3%	18%	35%
PT	34%	25%	1%	31%	9%
RO	76%	9%	1%	0%	14%
SE	18%	25%	0%	47%	10%
SK	48%	22%	0%	19%	11%
UK	13%	17%	5%	48%	17%

³ https://eiopa.europa.eu/Publications/Opinions/2017-12-20%20EIOPA-BoS-17-366_Internal_model_D_Opinion.pdf

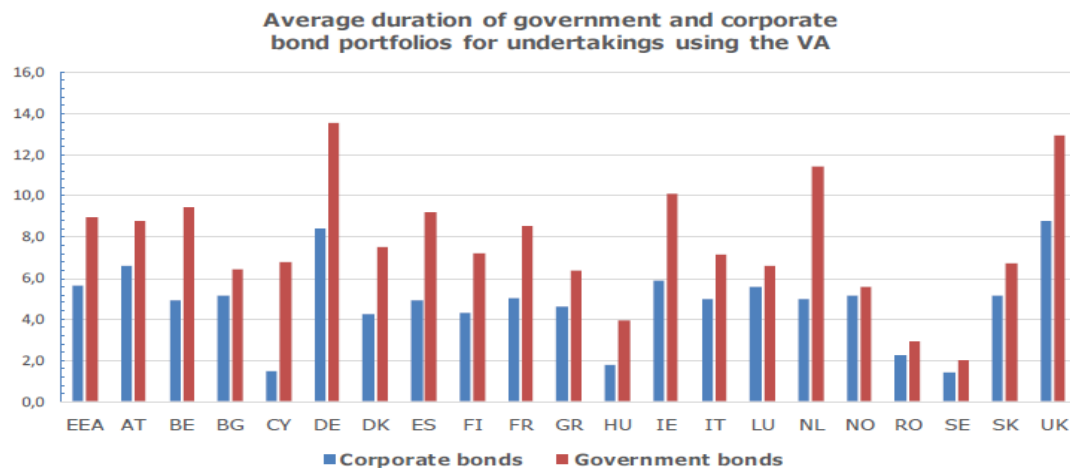
Government bonds: Credit quality for undertakings applying the VA

Country	CQS 0	CQS 1	CQS 2	CQS 3	CQS > 3	Non-rated
EEA	13%	41%	3%	39%	1%	3%
AT	15%	52%	23%	9%	1%	1%
BE	9%	69%	6%	9%	1%	7%
BG	8%	0%	2%	70%	20%	0%
CY	0%	0%	0%	0%	100%	0%
DE	34%	40%	9%	13%	1%	3%
DK	70%	5%	2%	9%	3%	10%
ES	2%	2%	1%	89%	1%	6%
FI	39%	44%	1%	13%	0%	1%
FR	8%	75%	2%	13%	1%	2%
GR	16%	21%	4%	14%	41%	4%
HU	1%	1%	0%	91%	7%	1%
IE	35%	40%	10%	12%	0%	2%
IT	2%	2%	1%	94%	0%	0%
LU	14%	64%	4%	13%	1%	5%
NL	72%	19%	1%	3%	0%	3%
NO	52%	28%	8%	1%	1%	10%
RO	0%	0%	0%	94%	0%	6%
SE	58%	41%	1%	0%	0%	0%
SK	7%	12%	79%	1%	0%	0%
UK	8%	89%	1%	0%	0%	1%

Corporate bonds: Credit quality for undertakings applying the VA

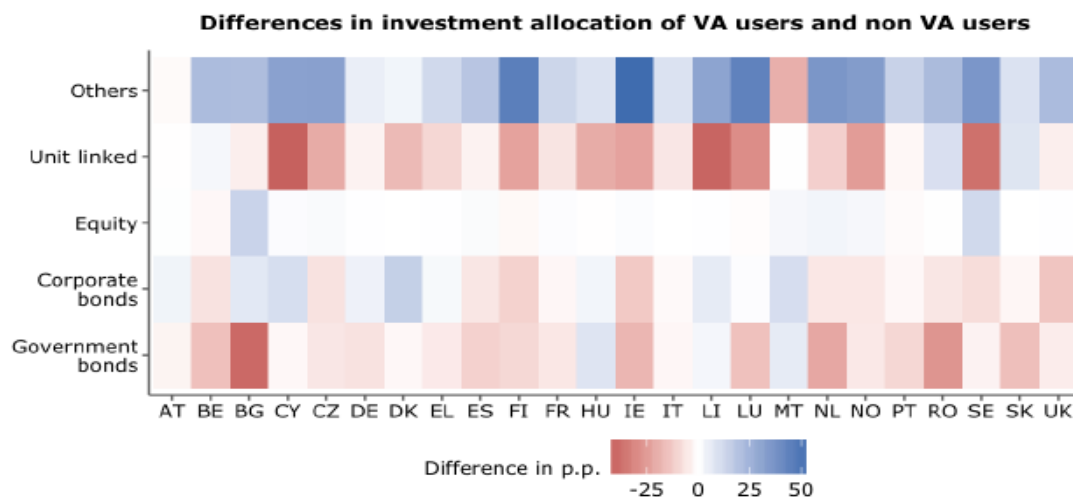
Country	CQS 0	CQS 1	CQS 2	CQS 3	CQS > 3	Non-rated
EEA	15%	15%	31%	28%	4%	7%
AT	18%	16%	24%	26%	5%	11%
BE	9%	17%	31%	33%	3%	8%
BG	0%	0%	0%	97%	1%	2%
CY	0%	0%	0%	0%	100%	0%
DE	38%	17%	19%	17%	2%	6%
DK	77%	5%	4%	5%	4%	6%
ES	2%	10%	25%	38%	4%	21%
FI	14%	11%	26%	34%	6%	10%
FR	10%	17%	37%	27%	3%	6%
GR	1%	16%	36%	29%	13%	5%
HU	0%	2%	0%	65%	0%	33%
IE	18%	16%	37%	26%	2%	0%
IT	1%	10%	24%	51%	12%	1%
LU	5%	9%	33%	27%	7%	20%
NL	5%	14%	33%	37%	3%	7%
NO	27%	9%	32%	10%	0%	21%
RO	0%	0%	11%	31%	0%	58%
SE	47%	9%	26%	11%	0%	6%
SK	1%	11%	17%	58%	0%	12%
UK	4%	10%	41%	37%	2%	5%

図表 VA 適用会社の平均デュレーション



以下の図表は、VA を適用している会社と適用していない会社との間の平均投資配分の%ポイントの差異を表している。正の値（青色）は、VA を適用していない会社が VA を適用している会社よりも各資産カテゴリにおいてより高い平均投資を有することを意味し、負の値（赤色）は、逆により低い平均投資を有することを示している。

図表 VA 適用会社と非適用会社の平均投資配分の差異の状況



(5)適用会社の営業保険料シェア

VA を適用している保険会社の営業保険料の各国における市場シェア(2016 年の年間 QRT に基づく)は、以下の通りとなっている。

EEA 全体では、有配当保険では 86.1%、インデックスリンク・ユニットリンク型保険では 54.2%、医療保険では 45.9%、その他の生命保険で 62.5%、生命(再)保険全体では 64.4%の営業保険料が、VA 適用会社により獲得されている。一方で、損害(再)保険全体では 36.7%の営業保険料のみが VA 適用会社により獲得されている。

図表 VA 適用会社の営業保険料の各国における市場シェア

Country	1. Health insurance	2. Insurance with profit participation	3. Index linked and unit linked insurance	4. Other life insurance	5. Health reinsurance	6. Life reinsurance	7. Total life insurance and reinsurance	8. Total non-life insurance and reinsurance
AT	83.2%	75.8%	70.8%	83.1%	5.2%	89.2%	77.0%	69.5%
BE	37.4%	94.0%	77.8%	74.9%	0.0%	100.0%	88.6%	84.2%
BG	0.0%	63.8%	90.4%	22.5%	0.0%	55.5%	54.9%	21.9%
CY	0.0%	0.9%	2.4%	4.3%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%
CZ	5.1%	50.6%	55.7%	77.4%	0.0%	0.1%	47.2%	46.2%
DE	35.7%	79.2%	79.1%	83.4%	1.6%	14.6%	57.3%	28.6%
DK	87.3%	81.9%	97.4%	89.5%	100.0%	100.0%	95.1%	5.3%
ES	62.2%	96.5%	98.4%	89.7%	0.0%	10.5%	90.9%	45.6%
FI	100.0%	93.5%	89.4%	79.9%	0.0%	100.0%	89.8%	32.3%
FR	95.8%	94.4%	97.6%	90.1%	37.4%	87.3%	92.4%	55.6%
GR	100.0%	98.0%	99.6%	99.5%	0.0%	100.0%	99.1%	70.7%
HU	82.6%	29.7%	58.1%	62.2%	0.0%	0.0%	49.8%	50.1%
IE	16.6%	0.8%	18.9%	32.6%	0.0%	6.1%	16.1%	4.0%
IT	99.6%	98.0%	90.2%	88.1%	100.0%	99.0%	95.8%	89.4%
LE	0.0%	3.8%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
LX	17.7%	96.4%	88.2%	43.3%	0.0%	2.7%	77.7%	29.9%
MT	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
NL	93.3%	99.8%	96.4%	98.0%	79.1%	56.0%	95.5%	16.3%
NO	41.2%	91.9%	84.9%	96.4%	0.0%	0.0%	87.1%	14.7%
PT	0.0%	65.3%	70.5%	9.7%	0.0%	88.0%	38.8%	44.7%
RO	0.0%	0.9%	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%	2.0%	12.4%
SE	8.8%	5.9%	7.4%	0.0%	0.0%	0.0%	6.6%	0.0%
SK	54.2%	31.7%	45.2%	43.9%	0.0%	0.0%	38.4%	50.1%
UK	54.3%	21.3%	20.6%	35.3%	66.0%	48.6%	35.1%	20.6%
EEA	45.9%	86.1%	54.2%	62.5%	15.5%	49.8%	64.4%	36.7%

3—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書に基づいて、ソルベンシー II における欧州保険会社の LTG 措置や株式リスク措置の適用実態とその財政状態に与える影響について、主として第 3 のセクションから、UFR の使用、MA 及び VA の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告してきた。

VA は多くの国で、生命保険・損害保険会社を問わず、幅広く使用されているが、MA は英国とスペインの 2 カ国の会社に限定されている。ただし、[前回のレポート](#)で報告したように、これら 2 カ国、特に英国の保険会社が MA の適用によって受けている影響は、VA 適用会社全体に匹敵するものとなっており、これらの 2 カ国、特に英国における MA の位置付けの重要性が際立った形になっている。

次回の 3 回目のレポートでは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TTP（技術的準備金に関する移行措置）と TRFR（リスクフリー金利に関する移行措置）という移行措置及び DBER（デュレーションベースの株式リスクサブモジュール）、ED（株式リスクチャージの対称調整メカニズム）の株式リスク措置及び ERP（ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長）の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

以 上